

平成24年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく
自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法第28条第4項の規定に基づき、廃棄物焼却炉など同法に規定する特定施設の設置者から報告のあった、排出ガス等に含まれるダイオキシン類濃度の測定結果を次のとおり公表する。

1 対象施設及び事業場

(1) 大気基準適用施設

- ・対象施設：87施設（73事業場）

（平成24年4月1日から平成25年3月31日の間に設置されていた施設）

(2) 水質基準適用事業場

- ・対象事業場：9事業場

2 自主測定結果

(1) 大気基準適用施設

① 排出ガス

報告のあった60施設の排出ガスの測定結果71件のうち、70件が適用される排出基準値以下であった。また、排出基準値を超えた1件については、施設の改善を実施し、排出基準値以下となった。

表1 排出ガス中のダイオキシン類濃度状況（施設数）

施設の区分			施設数	濃度分布 (ng-TEQ/m ³ N)			
				1以下	1～5以下	5～10以下	10超
廃棄物 焼却炉	2 t/h未満	既設	33 (32)	25 (24)	5 (5)	2 (2)	1 (1)
		新設	14 (14)	9 (9)	5 (5)	0 (0)	0 (0)
	2 t/h以上 4 t/h未満	既設	10 (16)	10 (16)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		新設	2 (8)	2 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
アルミニウム溶解炉		既設	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		新設	—	—	—	—	—
計			60 (71)	47 (58)	10 (10)	2 (2)	1 (1)

※ () : 報告件数

(排出ガスの排出基準値)

※廃棄物焼却炉

○焼却能力が 2 t/h 未満

既設施設	10 ng-TEQ/m ³ N
新設施設 (H12.1.15以降に設置)	5 ng-TEQ/m ³ N

○焼却能力が 2 t/h 以上 4 t/h 未満

既設施設	5 ng-TEQ/m ³ N
新設施設 (H12.1.15以降に設置)	1 ng-TEQ/m ³ N

※アルミニウム溶解炉

既設施設	5 ng-TEQ/m ³ N
新設施設 (H12.1.15以降に設置)	1 ng-TEQ/m ³ N

② ばいじん

報告のあった 42 施設のばいじんの測定結果 38 件のうち、処理基準が適用される 31 件全てが処理基準値以下であった。

表 2 ばいじんのダイオキシン類濃度状況 (施設数)

施設の区分		施設数	処理基準適用除外	処理基準適用		最小～最大 (ng-TEQ/g)
				処理基準値以下	処理基準値超過	
				3 ng-TEQ/g 以下	3 ng-TEQ/g ~	
廃棄物焼却炉	既設	29 (25)	9 (7)	20 (18)	0 (0)	0~1.5
	新設	13 (13)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	0~1.7
計		42 (38)	9 (7)	33 (31)	0 (0)	

※ () : 報告件数

※ ばいじん: 集じん機で集めて排出される灰 (飛灰、集じん灰等)

※ 基準適用除外: セメント固化、薬剤処理等の安定化処理を行ったことにより基準の適用を受けないもの

③ 燃え殻

報告のあった44施設の燃え殻の測定結果40件の全てが処理基準値以下であった。

表3 燃え殻のダイオキシン類濃度状況（施設数）

施設の区分		施設数	処理基準適用除外	処理基準適用		
				処理基準値以下	処理基準値超過	最小～最大 (ng-TEQ/g)
				3 ng-TEQ/g 以下	3 ng-TEQ/g ~	
廃棄物 焼却炉	既設	34 (30)	0 (0)	34 (30)	0 (0)	0~0.53
	新設	10 (10)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	0~0.26
計		44 (40)	0 (0)	44 (40)	0 (0)	

※ () : 報告件数

※ 燃え殻：炉底部から排出される灰（焼却灰等）

④ その他

混合灰及び排出ガスを処理する湿式集じん施設からの排水処理汚泥の測定結果の報告があったが、全て処理基準値以下であった。

表4 その他のダイオキシン類濃度状況（施設数）

施設の区分		試料種別	施設数	処理基準適用		
				処理基準値以下	処理基準値超過	最小～最大 (ng-TEQ/g)
				3 ng-TEQ/g 以下	3 ng-TEQ/g ~	
廃棄物 焼却炉	既設	混合灰	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0.0030
		汚泥	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0.0000079
計			2 (2)	2 (2)	0 (0)	

※ () : 報告件数

※ 混合灰：廃棄物焼却炉の構造上「ばいじん」と「燃え殻」を分離排出できないもの

※ 汚泥：排出ガスを処理する湿式集じん施設からの排水処理汚泥

(2) 水質基準適用事業場

報告のあった排出水の測定結果4件の全てが、適用される排出基準値以下であった。

① 平成24年度中に試料採取が行われ、平成25年8月末までに報告のあったもの

4事業場

② 水質基準対象事業場からの排出水がないため報告義務のないもの

5事業場

表3 排出水中のダイオキシン類濃度状況 (事業場数)

水質基準適用事業場		事業場数	排出基準値以下	排出基準値超過	最小～最大 (pg-TEQ/g)
			10pg-TEQ/ℓ 以下	10pg-TEQ/ℓ ～	
廃棄物焼却炉の 湿式集じん施設	既設	3	3	0	0.00058～0.0018
	新設	1	1	0	0.00015
計		4	4	0	

3 今後の指導等

平成24年度中に自主測定を実施していなかった施設については、早急の実施するよう指導している。

4 自主測定結果の資料閲覧について

各事業所別の測定結果の一覧表は、下記の窓口で閲覧できるほか、県のホームページに掲載する。

【窓口】

◎環境部廃棄物対策課（審査グループ）

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎7階

電話 076-225-1472

◎南加賀保健福祉センター（生活環境課）

小松市園町ヌ48番地

電話 0761-22-0795

◎石川中央保健福祉センター（生活環境課）

白山市馬場2丁目7番地

電話 076-275-2642

◎能登中部保健福祉センター（生活環境課）

七尾市本府中町ソ27番9

電話 0767-53-2482

◎能登北部保健福祉センター（生活環境課）

輪島市鳳至町畠田102番4

電話 0768-22-2011